

Office of Labor Standards（OLS、労働基準監督署）のミッションは、思慮深いコミュニティとビジネスの取り組み、戦略的な施行、革新的なポリシーを通じて、人種と社会正義への取り組みとともに労働基準を向上させることです。



本ポスターは職場の目に見える場所に、英語および従業員が話す言語（場合によっては複数言語）で掲示する必要があります。Office of Labor Standardsでは通訳および翻訳サービス、お身体の不自由な方への対応を提供します。

2026年ホテル従業員の権利の通知

暴力からの保護

宿泊客による暴力や嫌がらせ行為から従業員を保護します

適用される方

客室数が60室以上のホテルで働く時間給従業員

従業員には次の権利があります。

- 客室で作業する際や客室に荷物を届ける際にパニックボタンを利用できる
- 宿泊客からの暴力や嫌がらせ行為からの保護を受けられる
- 宿泊客の暴力や嫌がらせを雇用主に報告できる
- その宿泊客が暴力や嫌がらせ行為で通報されている場合、客室での作業または客室への荷物の配達の担当を外れることができる

従業員が宿泊客の暴力または嫌がらせ行為の被害者である場合、次の権利があります。

- 希望する別の作業場に異動する
- 最大16時間の有給で警察および従業員が希望する支援者に相談する
- サポートサービス、リソース、および/または紹介でKing County Sexual Assault Resource Centerを利用する電話番号（24時間対応）：1-888-998-6423
- Revised Code of Washington（ワシントン州法）7.69.030で提供されるように犯罪被害者の擁護者を利用する

作業量の制限

部屋の清掃作業量を制限します

適用される方

客室数が100室以上のホテルで室内清掃作業を行う時間給従業員

従業員には次の権利があります。

- 1日8時間労働のうち、最大4,500平方フィート分の客室を掃除する（時間が短い場合は比例配分）
- 許可される最大スペース以上の掃除を拒否する
- 許可される最大スペース以上を掃除する場合、3倍の給与を受け取る（ほとんどの場合）

医療へのアクセス

雇用主は医療費を支払う義務があります

適用される方

客室数が100室以上のホテルで毎月少なくとも平均80時間以上働く時間給従業員スーパーバイザー、マネージャーまたは労働関係に関する管理ポリシーを決定する立場の特定の従業員には適用されません。

従業員には次の権利があります。

- 雇用主が負担する医療費を通じた医療への改善されたアクセス
- 雇用主は次のいずれかの方法（複数可）で医療費を支払います。
 - (1) 通常の所得の支払い
 - (2) 雇用主が提供する医療保険の支払いおよび/または
 - (3) 税制優遇の健康保険制度への支払い（医療費貯蓄口座など）

2026年のレート ⁺	
毎月の支払額	世帯構成
\$612	独身従業員
\$1,043	扶養家族がいる独身従業員
\$1,225	配偶者/パートナーがおり、扶養家族はいない従業員
\$1,837	配偶者/パートナーと扶養家族がいる従業員

⁺各暦年のレートは前年の6月30日までに発表されます

雇用主が健康保険を提供する場合、条例は2020年7月1日以降の雇用主の最初のオープンエンrollment期間の日付で施行されます。

雇用の維持

ビジネス所有者変更後の従業員の維持が要求されます

適用される方

客室数が60室以上のホテルでビジネス売却前に最低30日間働いていた時間給従業員スーパーバイザー、マネージャーまたは労働関係に関する管理ポリシーを決定する立場の特定の従業員には適用されません。

従業員には次の権利があります。

- ビジネス所有者が変更する旨の通知を受ける
- 次の雇用主からの採用通知を受け取る（年功序列に基づく採用）
- 解雇の正当な理由がある場合や、レイオフ（年功序列によるレイオフ）の必要がある場合を除き、新しい雇用主のもとでの90日間の雇用
- 90日目の業績評価

従業員としてのあなたの権利を知りましょう

報復の禁止:これらの法律は権利を享受または行使することに対する報復から従業員を保護します。

苦情を申し立てる権利:従業員には、雇用主がこうした法律に違反する場合、OLSに苦情を申し立てるか裁判を起こす権利があります。

連絡先:
OFFICE OF LABOR STANDARDS

雇用主
コンプライアンスの遵守への支援を得て、および/または研修を受ける

従業員
OLSに苦情を申し立てるか裁判を起こす

206-256-5297
www.seattle.gov/laborstandards